

山口県報

令和6年
11月19日
(火曜日)

目 次

○告示

保安林の指定（萩市）（森林整備課）



山口県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和六年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市大字佐々並字金山四八一六の三、一二五三三、字越埜四八一七から四八一九、四八二二、四八二三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字佐々並字金山四八一六の三・一二五三三・字越埜四八一七・四八一八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

令和六年十一月十九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁